

卒業の認定に関する方針

(目的)

教育基本法、学校教育法及び児童福祉法並びに社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、医療・保育・福祉並びにこれらのビジネスに関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な医療・保育・福祉・関連産業従事者を育成することを目的とする。専攻分野に関する企業等と連携し、教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。

(卒業)

各課程・学科の修業年限に在籍し、所定の授業科目の履修を積み重ね、各課程・学科の卒業に必要な授業科目に合格し、所定の全教育課程を修了したと認められると卒業できる。

卒業に必要な授業時間数

| | |
|----------|-------------|
| ・医療事務学科 | 2, 0 0 0 時間 |
| ・介護福祉学科 | 2, 0 4 4 時間 |
| ・こども保育学科 | 1, 7 1 0 時間 |
| ・保育専攻学科 | 1, 0 0 0 時間 |

なお、こども保育学科及び介護福祉学科の卒業については、次に掲げる3項目に基づき、校長がこれを認定する。

(1) 履修時間の出席率

授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の3分の2に満たない者、及び保育実習または介護実習の出席時間数が履修時間数の5分の4に満たない者は、履修の認定をしないこととする。

(2) 授業科目ごとの学業成績

(3) 実習先施設の評価

(称号)

2年制課程を修了した者には、専門士の称号を授与する。

| | |
|----------|-----------------|
| ・医療事務学科 | 専門士（商業実務専門課程） |
| ・介護福祉学科 | 専門士（教育社会福祉専門課程） |
| ・こども保育学科 | 専門士（教育社会福祉専門課程） |